

相模原市自治会法人共和自治会会則

平成26年3月23日 改正

(目的)

- 第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行う事により、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。
- 一 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
 - 二 美化・清掃区域内の環境の整備
 - 三 自治会館及び子供広場の維持管理
 - 四 体育、文化、保険衛生、福祉の対策及び普及
 - 五 子ども会育成会、千歳会
 - 六 官公署その他自治会外部団体の活動に対する協力
 - 七 その他目的達成に必要な事項

(名称)

- 第2条 本会は、自治会法人共和自治会と称する。

(区域)

- 第3条 本会の区域は、相模原市中央区共和2丁目、3丁目と東淵野辺5丁目1番2番3番4番15番16番17番18番19番20番21番24番25番の全域とする。

(事務所)

- 第4条 本会の事務所は相模原市中央区共和2丁目16番27号に置く。

(会員)

- 第5条 本会の会員は第3条に定める区域に住所を有する個人とする。
- 2 入会の申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではいけない。
 - 3 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となる事が出来る。

(役員)

- 第6条 本組織に次の役員を置く。
- | | | | | | |
|---|-----|-----|---|------|-----|
| 一 | 会長 | 1名 | 六 | 副部長 | 若干名 |
| 二 | 副会長 | 若干名 | 七 | 班長 | 若干名 |
| 三 | 会計 | 2名 | 八 | 組長 | 若干名 |
| 四 | 監事 | 若干名 | 九 | 会館長 | 1名 |
| 五 | 部長 | 若干名 | 十 | 会館委員 | 若干名 |

(顧問)

- 第7条 本会に必要な応じて、三役の議を経て顧問を置くことができる。

(役員を選出)

- 第8条 役員は、総会において、会員の中から選出する。
- 一 会長、副会長、会計、監事は、選定委員会を設置し選定委員の推薦により総会において選出する。
 - 二 部長、副部長及び会館委員は三役会の承認を経て会長が委嘱する。
 - 三 班長及び組長は各班・各組ごとに会員の中より選出する。

(役員職務)

- 第9条 役員職務は次の各号に定める。
- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けた時はその職務を代行する。
 - 三 会計は、会計の収支を記録し現金出納の任に当たる。
 - 四 監事は、会計 財産の状況及び会長、副会長その他役員業務の執行の状況を監査する。また、会計 財産の状況または業務の執行の状況について、法令もしくは規約に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告する。
 - 五 部長、副部長は、各事業の運営の任に当たる。
 - 六 班長は、当該地域の統括の任に当たる。

- 七 組長は、各組を代表し組内の業務を行う。
- 八 会館長、会館委員は、別に定める会館維持管理規定によりその任に当たる。
- 九 顧問は、本会の相談役としてその任に当たる。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は、毎年4月1日より3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

- 第11条 この会の事業運営を円滑にするため次の部を置く。
- | | |
|---------|-------|
| 一 総務部 | 六 体育部 |
| 二 防犯防災部 | 七 文化部 |
| 三 交通部 | 八 環境部 |
| 四 福祉部 | |
| 五 広報部 | |

(会議の種別)

- 第12条 本会の会議は次の通りとする。
- | | |
|--------|---------|
| 一 通常総会 | 四 部長会 |
| 二 臨時総会 | 五 合同役員会 |
| 三 三役会 | 六 班長会 |

(総会の構成)

- 第13条 総会は会長、副会長、会計、部長、副部长、班長、組長を以って構成する。

(総会の機能)

- 第14条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(総会の開催)

- 第15条 通常総会は、毎会計年度終了後三か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき及び全会員の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。
 - 3 臨時総会の地位、成立、議決、議長の選出に関しては、通常総会の運営に準ずる。

(総会の議長)

- 第16条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第17条 総会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ、開催する事ができない。

(総会の議決)

- 第18条 総会の議決は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数を以て決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の場合における第17条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には議長及び会議において選出された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。

(三役会の構成)

- 第20条 三役会は、会長、副会長、会計、総務部長を以って構成する。

(三役会の機能)

第 21 条 三役会は、次の事項を決議する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(三役会の招集)

第 22 条 三役会は、会長が必要と認めるとき及び役員二分の一以上から召集の請求があったとき召集する。

(三役会の議長)

第 23 条 三役会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 三役会の書記は、総務部長がこれに当たる。

(三役会の定足数)

第 24 条 三役会には、第 17 条規定を準用する。

(部長会)

第 25 条 部長会の構成は、三役、各部の部長、副部長で構成する。

- 2 会長が必要に応じ召集する。

(班長会)

第 26 条 班長会は、三役及び班長の役員で構成する。

- 2 会長が必要に応じ召集する。

(合同役員会)

第 27 条 合同役員会は、子ども会育成会、千歳会、組長以上の役員で構成する。

- 2 月例の事業実施に関する事項の情報交換を行う。
- 3 原則として月一回開催し、会長が必要に応じて召集する。

(経費)

第 28 条 本会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入を以って当てる。

(会費)

第 29 条 自治会員は会費を納入しなければならない。ただし三役会で認められた会員を除く。

- 2 会費は、月 400 円とし、組長が集金し班長が取りまとめて会計に納める。
- 3 賛助会員の会費は、月 500 円とする。

(資産の構成)

第 30 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものを以て構成する。

- 一 別に定める財産目録記録の資産
- 二 会費
- 三 活動に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は三役会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 32 条 本会の資産で別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において三分の二以上の議決を要する。

(事業計画及び予算)

- 第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

- 第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

- 第 35 条 本会の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり 2 月末日に終わる。

(会則の変更)

- 第 36 条 この会則の変更は、総会において会員の四分の三以上の議決を得たのち、市長の許可を受けて行うものとする。

(委任)

- 第 37 条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、三役会が別に定める。

(個人情報の取り扱い)

- 第 38 条 本会が自治会活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、漏洩防止のため、次に挙げる事項について遵守しなければならない。
- 一 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。
- 二 パソコン等から取得できる個人情報については、コピー、プリントアウト、その他複製および他のパソコンやネットワークにデータ転送等をしてはならない。
- 但し、自治会活動を目的とした個人情報の取り扱いについては、その限りではない。

付則

- 1 この会則は、平成 6 年 9 月 18 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 7 年 3 月 31 日までとする。

共和自治会内規

(目的)

第1条 この内規は、共和自治会の活動にあたって、円滑な事業実行 且つ緊急な事案に対し速やかに対応するため、会長の裁量を明記したものである。

(諮問機関)

第2条 会長は、自治会事業の円滑な実行と緊急な事態に対処する為、必要に応じ役員以外の者を委嘱し事業への協力を求める事ができる。

(経費)

第3条 会長は、自治会活動のため、一事業につき十万円を超えない範囲内で支出を認める事ができる。但し、三役会等への報告を義務とする。

(その他)

第4条 その他、総会に於いて会長の裁量範囲と認めた事項を、会長は、行使することができる。

付則 この規定は、平成20年4月1日から施行する。

共和自治会慶弔見舞規程

(目的)

第1条 この規程は、共和自治会会員の慶弔及び傷病見舞金の支給について定める。

(範囲)

第2条 慶弔および傷病見舞金を贈る範囲は以下の通りとする。

- (1) 共和自治会員（以下「会員」という）および会員の配偶者
- (2) 会員および会員の配偶者が疾病又は負傷により、引き続き一ヶ月以上入院又は自宅等で療養を必要とする場合
- (3) 会長が必要と認め三役会で承認を得た者

(届出)

第3条 会員および関係者がこの規程に定める支給を受けようとするときは、当該組長、班長、各役員はその旨を速やかに会長に届出しなければならない。

(決裁)

第4条 届出を受けた会長は、確認の上会計に指示、会計は速やかにこれを処理をする。

(慶弔見舞金)

- 第5条
- (1) 千歳会および子供育成会の定期総会の成立に対してのお祝い金 五千円
 - (2) 会員及び会員の配偶者の死亡に対し弔慰金 五千円
 - (3) その他、会長が必要と認め三役会の承認を得た事案に対して弔慰金、または金一封

(傷病見舞金)

- 第6条
- (1) 会員および会員の配偶者が疾病及び負傷により長期療養の場合 五千円
 - (2) その他、会長が必要と認め三役会の承認を得た者に対し見舞金

(慶弔見舞)

第7条 この規程による慶弔見舞には、会長またはその代理の者が原則として訪問し、慶弔見舞の辞を述べるものとする。

(自粛事項)

第8条 この規程による慶弔見舞に対しては、金銭や物品による返礼を受けないものとする。

付則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。